# ○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり業務提案書の提出を招請するので公告する。

令和7 (2025) 年6月13日

栃木県宇都宮土木事務所長 高山 誠

#### 1 業務概要

(1) 業務名

道路及び河川等維持管理統合業務委託

(2) 履行場所

一般国道 119 号外 宇都宮市外

(3)業務内容

本業務は、栃木県宇都宮土木事務所管内における次に掲げる道路及び河川等の維持管理業務(ただし、1件あたりの指示業務金額が250万円以下のものに限る。)を委託するものである。なお、数量については管理対象施設全体を記載しており、実際に維持管理業務が発生する路線数等とは異なる場合もある。

ア 道路維持管理業務

一般国道 119 号外 計 42 路線(L=384km)

イ 河川維持管理業務

一級河川 田川外 計 22 河川 (L=193km)

ウ砂防施設等維持管理業務

西の入沢外 計86箇所

(4)履行期間

契約日の翌日から起算して7日(県の休日を含む。)以内の日から令和8(2026)年3月19日(木) まで

(5) 発注形式

単体とする。

# 2 参加表明書の提出者の要件

(1) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項の規定に該当しない者及び同 条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

- イ 栃木県の建設工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受けている者であること。
- ウ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- エ 栃木県内に建設業法に基づく主たる営業所(本社又は本店)を有すること。
- (2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
  - ア 平成 22 (2010) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 15 年間に栃木県内で、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町発注の道路維持管理業務(以下「道路維持管理業務」という。)、河川砂防施設維持管理業務(以下「河川砂防施設維持管理業務」という。)又は道路及び河川等維持管理統合業務(以下「統合業務」という。)を元請けとして受注した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「事業協同組合」という。)が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
  - イ 本業務の配置予定技術者として、主任技術者(建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。以下同じ。)を専任で1名配置できる者であること。(ただし、栃木県宇都宮土木事務所が発注し、現在履行中の道路及び河川等維持管理統合業務委託における配置技術

者との兼任は可能とする。)

- 3 業務提案書の提出者を選定するための基準 2に示す要件の全てを満たすものであること。
- 4 業務提案書を特定するための評価基準
- (1) 配置予定技術者の業務経歴

道路維持管理業務、河川砂防施設維持管理業務又は統合業務の実績

(2) 事業者の業務経歴

道路維持管理業務、河川砂防施設維持管理業務又は統合業務の実績(事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。)

(3)業務の実施方針及び手法 特定テーマに対する提案の内容

### 5 手続等

(1)担当部署

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2 栃木県宇都宮土木事務所保全部 電話 028-626-3147 FAX 028-626-3136

(2) 説明書の配布期間及び場所

令和 7 (2025)年 6 月 13 日 (金)午前 9 時から令和 7 (2025)年 6 月 24 日 (火)午後 4 時まで 〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2 栃木県宇都宮土木事務所管理部総務課 電話 028-626-3124 FAX 028-643-0369

ただし、土曜日及び日曜日を除く

(3) 参加表明書の提出期限及び方法

ア 令和7 (2025) 年6月25日 (水) 午後4時まで

イ 持参による。

ただし、土曜日及び日曜日を除く

(4) 業務提案書の提出期限及び方法

ア 令和7 (2025) 年7月14日(月) 午後4時まで

イ 持参による。

ただし、土曜日及び日曜日を除く

#### 6 その他

(1)業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。

(2) 詳細は道路及び河川等維持管理統合業務委託説明書による。